



# 秋田県公報

## 目 次

### 公安委員会規則

○秋田県警察職員の定数の配分に関する規則の一部を改正する規則（一・警務課）……………1

### 公安委員会規則

#### 秋田県公安委員会規則第一号

秋田県警察職員の定数の配分に関する規則の一部を改正する規則を次のように定める。

平成十九年三月二十三日

秋田県公安委員会委員長 大 瀧 宏 道

秋田県警察職員の定数の配分に関する規則の一部を改正する規則

秋田県警察職員の定数の配分に関する規則（昭和三十二年秋田県公安委員会規則第三号）の一部を次のように改正する。

別表中「59」を「60」に、「93」を「97」に、「156」を「155」に、「122」を「134」に、「172」を「163」に、「602」を「609」に、「246」を「243」に、「83」を「82」に、「280」を「267」に、「455」を「458」に、「495」を「499」に、「1,341」を「1,334」に、「142」を「145」に、「87」を「88」に、「176」を「179」に、「436」を「422」に、「577」を「592」に、「667」を「662」に改める。

#### 附 則

この規則は、平成十九年四月一日から施行する。

発行者

秋田県

購読料金

秋田市山王四丁目一番一号  
一月三千六百七十五円(税込)

印刷所

印刷者

秋田市山王七丁目五番二十九号  
株式会社松原印刷社  
電話 087-663-0055  
FAX 087-663-0055  
E-mail: matsubarainatsu.co.jp  
秋田市山王七丁目五番二十九号  
松原繁雄